

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準と墨田区の基準（新設条例）

資料 1

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、次に掲げる独自基準を設けるほか、厚生労働省令に定めるとおりとする。

項目	国の基準の内容	基準の区分	子ども・子育て会議の意見	条例案	備考
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者:市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等の知識・経験を有すると市町村長が認めた者 家庭的保育補助者:市町村長が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者 	従うべき	<p>国の基準+子ども・子育て会議の意見として出された厳格基準を採用する。</p> <p><u>(資格に関して、質を担保するために、研修や資格取得後の職員への情報提供、研修後の立ち入り調査・巡回を確実にを行うよう、明文化する。)</u></p>	規定なし	条例ではなく、別に運用基準等で明文化する。
職員数	<p>小規模保育事業A型</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児:おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の幼児:おおむね6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の児童:おおむね20人につき1人 満4歳以上の児童:おおむね30人につき1人 <p>※保育士の数は、上記から算出した職員数に1人以上を追加</p>	従うべき	<p>国の基準+子ども・子育て会議の意見として出された厳格基準を採用する。</p> <p>(基準上必要な保育従事者は常勤職員とする。)</p>	小規模保育事業所A型の基準上必要な保育士は、常勤職員とする。	変更なし
	<p>小規模保育事業B型及び事業所内保育事業(定員19人以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児:おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の幼児:おおむね6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の児童:おおむね20人につき1人 満4歳以上の児童:おおむね30人につき1人 <p>※職員数は上記から算出した職員数に1人以上追加</p> <p>※職員数のうち、半数以上は保育士とする。</p>	従うべき	<p>国の基準+子ども・子育て会議の意見として出された厳格基準を採用する。</p> <p>(有資格者等の要件として国基準の「職員数のうち、半数以上は保育士とする。」については、「6割以上は常勤職員の保育士」とし、更なる厳しい基準とする。)</p>	<p>小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は常勤保育士とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	変更なし